

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

名称

TEL

FAX

(担当者: )

感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律に基づく定期の健康診断について  
(報告)

このことについて、年 月実施分を報告します。

区分	対象人員 <sup>※1</sup> (人)	受診人員 <sup>※2</sup> (人)	受診内訳			
			間接撮影(人)	直接撮影(人)	デジタル撮影(人)	喀痰検査(人) <sup>※3</sup>
従事者		( )	( )	( )	( )	( )

※ ( ) 内には、それぞれの項目毎に、報告時点での今年度分の累計を記入してください。

区分	発見された結核患者数(人)	潜在性結核感染者数(人)	結核発病のおそれがあると診断された者の数(人)
従事者			

未受診者について

(例: 1名は妊娠中のため未受診。)

※1 対象人員: 健康診断を受けるべき期日又は期間内に業務に従事しているすべての者について計上してください。(常勤、非常勤を問いません)

※2 受診人員: 結核の定期健康診断を受診した者の数を計上してください。(延べ人数ではありません)

※3 喀痰検査: 喀痰で結核菌検査を実施した者について計上してください。  
(がん検診の喀痰検査は除きます。通常、胸部エックス線検査の有所見者に実施します。)

【参考】健診及び報告の義務がある施設

実施義務者	対象者	実施時期・回数
学校 <sup>※4</sup> 長	業務に従事する者	毎年度・1回

※4 幼稚園は除く

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）  
（定期の健康診断）

第53条の2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第12章において

「事業者」という。）、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。）の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの（以下この章及び第12章において「施設」という。）の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に收容されている者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。

（通報又は報告）

第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。）につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）  
（施設）

第11条 法第53条の2第1項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次に掲げるものとする。

- 1 刑事施設
- 2 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

（定期の健康診断の対象者、定期及び回数）

第12条 法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は前条第2号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度
  - 2 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度
  - 3 前条第1号に掲げる施設に收容されている者 20歳に達する日の属する年度以降において毎年度
  - 4 前条第2号に掲げる施設に入所している者 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度
- 2 法第53条の2第3項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 1 法第53条の2第1項の健康診断の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者及び次号に掲げる者を除く。） 65歳に達する日の属する年度以降において毎年度
  - 2 市町村がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者 市町村が定める定期
  - 3 法第53条の2第1項及び第3項の規定による定期の健康診断の回数は、次のとおりとする。
    - 1 第1項各号及び前項第1号の定期の健康診断にあつては、それぞれの定期において1回
    - 2 前項第2号の定期の健康診断にあつては、市町村が定める定期において市町村が定める回数

■感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）  
（健康診断の方法）

第27条の2 法第9章の規定によって行ふべき健康診断の方法は、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査とする。

2 前項の規定は、法第17条第1項及び第2項の規定によって行ふべき結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。